

『e-サポート裁判所』の創造的システム構築に関する比較法的基礎研究

研究代表者	川 嶋 四 郎	同志社大学法学部大学院法学研究科教授
共同研究者	園 田 賢 治	広島大学大学院社会科学研究科准教授
共同研究者	上 田 竹 志	九州大学大学院法学研究院准教授

1 本研究の目的

本研究は、近時の司法制度改革を研究者の立場から推進し、日本において、裁判所を中心とする法的救済のネットワークを創造的に構築するために「ユビキタス・アクセス司法」を下支えする「e-サポート裁判所」の構築を目指した基礎的研究である。

本研究では、ITによって裁判所の機能を高度化することを通じて、国民の権利保護、法的救済をITの支援によって十分に行えるようになった裁判所を「e-サポート裁判所」と呼ぶ。そして、この「e-サポート裁判所」のイメージを、主に民事訴訟の分野において具体的に提示することによって、市民と裁判所や、理論と実務を架橋する手続過程のあり方を提言するのが、本研究の基本的な目的である。

これまで、訴訟制度の一部手続についてIT化を行うことによって、機能の向上や当事者の便宜を図る動きはいくつか存在したが、訴訟制度・訴訟手続過程を統合的にIT化することによって、その高質化を図る議論は、現在のところ散見されない。また、訴訟過程という権利保護、救済形成の場において、ITがどのように国民の権利保護、救済形成に資するのかという、法理論の視点から分析されたIT化の可能性については、必ずしも十分に議論が深化していないのが現状である。

本研究の意義は、単に裁判所のIT化の技術的な可能性のみを探究するにとどまらず、民事訴訟法理論の理念的な各要請を、ITの支援によって実質化するための可能性を探り、より高質な民事訴訟過程の構築のためにITがなしうるサポートの可能性について、具体的な提言を試みる点にある。特に、訴訟資料のデータ形式をXMLスキーマ等で統合的に定義し、訴訟過程全体の情報処理をデジタルに統合する「e-ファイリング・システム」や、法廷においてテキスト・音声・静止画・動画などのデジタルデータを統合し、かつ法廷をネットワーク上で仮想的に構成することによって、法廷内弁論と訴訟記録の質・量を飛躍的に向上させる、「ハイテク・コート・システム」等に着目し、それらのシステムが訴訟制度の高質化にいかに関与するかにつき、理論的可能性を検討する。

2006年は、民事訴訟手続への電気通信等の導入が初めて規定された、現行民事訴訟法が制定されて10周年、民事訴訟のIT化を提言した『司法制度改革審議会意見書』が公表されて5周年の節目の年である。しかしながら、その後今日に至るまで、「裁判所の統合的なIT化」は、必ずしも十分に進捗しておらず、しかも、IT化のもつ意義や、訴訟制度上の諸理念とITの調和可能性については、必ずしも理論的、体系的かつ実践的な基礎的考察が、これまで十分に行われてきたとは言えない状況にあるという認識のもとで、表記研究を行ってきた。

元来、本研究は、研究代表者が、過去数年間にわたり行ってきた民事救済過程の基礎システムの構築に関する研究を深める中で、その充実化のために、民事手続過程のトータルな意味でのIT化が不可欠であると考えるに至ったことから、研究を開始したものである。

すでに、これまでの研究において、実務家や裁判所、企業など各界の有識者と、裁判所のIT化の可能性について意見交換を続けてきた。その中で、裁判所のIT化はそれ自体が目的ではなく、裁判官や弁護士の業務、そして何よりも当事者や国民の自律的な法的救済を支援することが目的であり、その支援のためにあるべきIT化の具体像を提言しなければならないとの見解に至った。

そこで、本研究を表すキーワードとして、「e-サポート裁判所」という概念を提唱した。そして、すでにこのキーワードに則って、複数の学会のシンポジウムなどで報告を行い、問題提起を行うとともに、そこで得た知見をもとに、さらに本格的な比較法的な基礎研究を行う必要性を感じ、継続的な研究をおこなってきた。

以下では、これまでの基礎的な研究の成果の一端と、特に、「e-サポート裁判所」の構築にとって示

峻的となるシンガポールにおける司法のIT化状況について、これまでの研究成果を示したい。
研究雑誌等への公表は、近日中に行いたい。

2 「司法アクセス論」の中の「e-サポート裁判所」構想

「民事訴訟法のIT化」の飛躍とその胎動 「民事訴訟のIT化」における究極的な目的は、訴訟過程における「人間性の回復とその躍動」にある。

本節では、このような目的を実現できる「民事訴訟のIT化」を可能とするための基本理念を明らかにし、かつ、その具体的な実現を促進するために、学窓の立場から、一定の基礎的な提言を行うことを目的とする。

確かに、民事訴訟法の領域では、2004年11月26日に成立した「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」によって、オンライン申立てが認められ、その改革が一段落したような観もなくはない。しかし、それは、ごく僅かな民事訴訟のIT化にすぎない。つまり、その改正は、「社会のIT化に対応するため、民事訴訟手続等における申立てをインターネットを利用して行うことができるようにし」、また、「民事訴訟の第一審の管轄裁判所の合意は、書面のほか電子データによってもできることとし」たにすぎないからである。

しかも、そのような申立てなどのオンライン化の利点として、廉価性、印紙購入事務の省略化、時間の短縮、および、定型書式の提供によるデータ作成の容易化が、挙げられているにすぎないのである。

一般に、確かに、民事訴訟のIT化は、訴訟事務処理の効率化に裨益する側面は大きいと考えられる。しかし、単に、裁判所内における裁判官をはじめとする職員の便宜に資するもののみ位置づけられた場合には、民事訴訟のIT化は、いわば制度内の事情の問題であり、国民的なコンセンサスを、必ずしも得られないのではないかと考えられる。なぜならば、民事訴訟のIT化によって、制度利用者である国民がどのような具体的な利益を享受でき、そのような新たな手続活用の可能性が拡大するかについて、十分な説明がなされていないからである。しかも、そのような考え方は、ともすれば、既存のスタッフで運営されている、いわゆる「小さな司法」を前提として、その正当化を目論むものであるとさえ、評価されかねないからである。それは、いわば、高度の科学技術の贅を尽くした裁判所の保守化とさえ、評されかねないからである。仮にこのようなことが現実化されれば、最先端の科学技術システムが、制度の保守化を肯定し追認にする方向で作用すると行った皮肉な事態さえ、生じかねないからである。

むしろ、「民事訴訟のIT化」の目標と正統性の基盤は、国民の裁判を受ける権利（憲法32条。私見では、「裁判を活用できる権利」）の実質化とその利便性の向上、そして、民事訴訟過程の高質化に、存在しなければならない。しかも、「民事訴訟のIT化」は、そのような利便性を超えて、さらに、民事訴訟審理の充実化と迅速化に寄与することによって、「国民に分かりやすく利用しやすく頼りがいのある民事訴訟」を具体的に実現できる道具とならなければならないと、考えられるのである。

そして、「司法のIT化」、それを下支えする「e-サポート・システム」（「e-ファイリング・システム」ともいう。）は、それ自体、来るべき次期の包括的な司法制度改革の中心的な課題となるべきであると考えるのである。

ここでは、「e-サポート」を、単に「電子的な申立て」だけではなく、次のように広く定義している。すなわち、「『e-サポート』とは、民事訴訟における訴訟事件全体を電子的に処理・管理するシステム全体を指す。つまり、民事裁判のいわば情報源である民事事件を起点として、訴状・答弁書・準備書面・証拠等に含まれる訴訟資料および証拠資料、訴訟の進行に関する情報、担当裁判官・裁判所書記官等のスケジュール、およびその他の審理記録、判決ならびに執行・保全に関するあらゆる情報、および、これらの各種情報の共有と活用を容易化するための情報（いわば、情報処理のために必要なメタ情報）を、個別事件ごとに総括して電子的に処理・管理するためのシステム」をいう。

「正義へのユビキタス・アクセス」の胎動とその展開 そこで、次に、この『司法制度改革審議会意見書』の趣旨を敷衍するかたちで提言された「正義へのユビキタス・アクセス」の考え方と、その展開について概観したい。

元来、一般に、「正義へのアクセス（司法へのアクセス。Access to Justice）」の動きは、1970年代の後半から始まったフィレンツェ・プロジェクトに由来する。マウロ・カペレッティの精力的なリーダーシップによって、正義へのアクセスに関する広範な研究をもとにした浩瀚な書物が、逐次刊行されていった。

現在この国における民事司法制度改革の潮流は、世界的な手続改革の潮流から見た場合に、そのような「正

義へのアクセス運動」の系譜の上に、位置づけることもできる。

歴史的に見た場合に、「正義へのアクセス」の動向は、「第一の波」である「貧困者のためのリーガル・エイドの拡充」（リーガル・エイドの拡充とその課題に関する問題）、「第二の波」である「公害・環境被害や消費者被害などといった社会問題としての拡散少額多数被害の救済」（その救済のための諸種の手続上のアプローチの問題）、そして、「第三の波」である「従前のすべてのアプローチを包含し、かつ、ADR（裁判外紛争処理制度）をも包含した、訴訟制度を中核とする正義の総合システムの構築（正義の総量の拡充）」（これまでのすべてのアプローチを包含し、さらにそれを超えてアクセス障害を克服し、正義へのアクセスを普遍的なものにすることを目的とした研究）へと展開してきた。

『意見書』の提言する民事司法改革も、いわばこのような世界的な潮流に乗ったものであり、さらにその範囲を広げ、ADRをも視野に入れた総合的な法律支援システム（いわゆる「司法ネット」構想）をも包含し、さらに、民事訴訟の領域では、たとえば、専門訴訟事件、知的財産関係事件、労働関係事件、そして行政訴訟事件等をも飲み込んで、その改革の提言は、より一層拡大したのである（『意見書』では、ここで述べた広がりをもった個別項目として、それぞれ「専門的知見を要する事件への対応強化」、「知的財産権関係事件への総合的な対応強化」、「労働関係事件への総合的な対応強化」および「司法の行政に対するチェック機能の強化」という標題が付されていた。）。そして、『意見書』では、「裁判へのアクセスの拡充」のなかに、先に述べたように、「裁判所等への情報通信技術（IT）の導入」の提言が見られたのである。

このような日本における「正義へのアクセス」の拡大論のなかで、とりわけ、「第四の波」ともいうべきアクセス概念として、そして、究極のアクセス論として、司法制度へのIT技術の導入による「正義へのユビキタス・アクセス」を構想することができるであろう。

ところで、近時「ユビキタス社会」などという言葉が、しばしば聞かれるようになった。この ubiquitous とは、modern Latin の ubiquitas に由来し、ubiquitas は Latin の ubique すなわち英語の everywhere に由来するとされている。つまり、それは、「遍在する」の意であり、「ユビキタス社会」とは、誰でも、いつでも、どこでも、何でも簡単にネットワークにつながる「ユビキタス・ネット社会」のことを指して、用いられているのである。

2003年12月5日、本節で取り上げる「正義へのユビキタス・アクセス」という用語が、初めて公的な場面で登場した。それは、司法制度改革推進本部顧問会議において、「司法ネット」構案に関する法律を立案するさいの基本理念として、呈示されたのである。

すなわち、「司法ネット構案に関する法律を立案するにあたっては、国民の正義へのユビキタス・アクセスを保障しようとするものである」という理念を明らかにするとともに、その理念にふさわしい内容の制度、その核として新たに設ける組織やその運営のあり方について定めるものとする」という内容のとりまとめが、その会議では、行われたのである。

その背後には、次のような考え方が存在する。

すなわち、ユビキタスであるためには、法や司法との出会いは、必ずしも弁護士などの専門家を介することなく、あらゆる人の目の前で実質的に保障されなければならない。これが『意見書』の趣旨であり、司法は、人びとの自律的な法実践を支援するものとして位置づけられると、論じられていたのである。そして、司法制度改革は、自立支援の司法にふさわしくユビキタスなアクセス環境を整え、すべての人が自分自身の手で法や司法を使いこなし正義を実現できるようにするものである、と使命が明確に規定されたのである。

さらに、「正義へのユビキタス・アクセス」については、より基層的でかつ司法のパラダイム転換を予感させる次のような指摘も見られる。つまり、正義を実現するのは、「お上」ではなくて個々人であり、すべての人々にとって、正義の途が開かれていなければならない、それが、民主主義社会の当然の前提であるという考え方である。

このような「正義へのユビキタス・アクセス」論は、いわば、第四の波としてのアクセス論であり、いわば究極のアクセス論である。究極というのは、このアクセスが完全に保障された実現された場合には、以後の新たなアクセス論が不要になると考えられるからである。従前のアクセス論は、いわば裁判所等の入り口までのアクセス論であり、確かに、それ自体重要な意義をもつが、しかし、さらに重要となるのは、それだけではなく恒常的なアクセスである。このような恒常性が確保されれば、単に、手続の入口へのアクセスだけではなく、入口から出口までの恒常的なアクセスが可能になることになり、その結果、最終的には、アクセスの主体とアクセスの対象がいわば一体化することになるので、アクセス論は終焉することになるのである。そして、その後の新たな局面としては、第四の波としてのアクセスの質的な向上が、問題になると考えられるのである。

このように、従前の司法（裁判所）へのアクセス論が、裁判所を中心としたアクセスの対象を、アクセス

主体の外部に存在するものと措定し論じてきたのに対して、新しいアクセス論は、アクセスの対象自体をアクセス主体とほぼ一体化することにより、司法（裁判所）は、裁判所のものでなく、弁護士のものでなく、国民すべてのもの、自分たち利用者のものであるということの実質化を可能にすると考えられるのである。

ところで、「正義へのユビキタス・アクセス」は、その基本的な考え方を、一つのまとまったかたちで結実させた。それが、2003年12月14日に開催された、「司法制度改革と先端テクノロジー」研究会主催のシンポジウム「正義へのユビキタス・アクセス、その創造的展開—『法の支配』を生き生きと根付かせる先端テクノロジー—」である。すでにその記録が公表されているが、特に、佐藤幸治教授の基調講演における次のような指摘が重要であろう。

すなわち、「『正義へのユビキタス・アクセス社会』は、既に見てきましたように、没個性的な量的画一性が支配する社会ではなく、自律的個人を基礎とし、そのような個人の多様な生き方を可能ならしめる社会、個を真に重んずる社会、豊かな多様性に彩られた共生の規範が妥当する社会であり、また、そういう社会であるよう、最善の努力をなすべきであると思います。そして、ITは、そのような社会を可能ならしめる技術的な力を秘めているのではないか。」という指摘である。

以上が、司法へのアクセスおよび「正義へのユビキタス・アクセス」の展開の経緯と、現時点における到達点である。本稿が焦点を当てるのは、民事訴訟の手續領域ではあるが、その核心に迫る前に、「正義へのユビキタス・アクセス」の展開事例として、いわゆる「司法ネット」を見、また、近時の法科大学院教育におけるIT教育について、若干の言及を行いたい。いずれも、民事訴訟のIT化にとって、不可欠の要素と考えられるからである。つまり、前者は、利用者である国民と司法とを繋ぐ有益なシステムとなる可能性を有しており、後者は、将来におけるIT化された民事訴訟の担い手となる潜在性を有しているからである。

本研究は、このような新たなアクセスの胎動を具体化するために、「e-アクセス」の可能性を探究し、「e-サポート」裁判所、「e-サポート」紛争処理システムの基本構造を新たに考えるための基礎的研究であった。

以下では、このような問題意識のもとで、シンガポールとドイツにおける司法のIT化を概観していきたい。

3 シンガポールにおける「司法のIT化」

はじめに シンガポールの裁判所は、下級審裁判所も最高裁判所も、「司法のIT化」がかなりの程度に達成されている。その基盤となるのが、いわゆるLAWNETの普及である。これは、政府の法情報提供制度であり、オンラインにより、法令、判例、破産、特許、不動産登記等のサービス提供をも受けることができる。

LAWNETの1要素として、EFS（Electronic Filing System）を位置づけることができる。

シンガポールの最高裁判所および下級審裁判所は、1999年（頃）にEFSを導入した。そのさいには、下級審裁判所が先行した経緯がある。

シンガポールでは、政府が主導して、段階的な司法の改良が行われている。すなわち、「Phase 1」から、「Phase 5」までのプロセスを確認できる。「Phase 2」によって、EFSの一応の完成をみたが、その後は、よりいっそうの改良と普及が進められている。

現在、民事訴訟事件では、書類のほぼ100%が、EFSにより処理

ただし、Service Bureauへの委託の制度もあり、EFS未導入の弁護士や当事者本人が利用している。デジタル・ディバイドの克服の手当も、用意されているのである。そこでは、EFSを電子申請（スキャナーの利用）がなされている。PDFベースと考えられる。

EFSの構成要素 EFSの構成要素としては、次のものが考えられる。

Front End Application これには、電子申立て、ファイリング、電子閲覧、電子送達（当事者送達）、電子情報提供が含まれる。

Court's Document Imaging and Workflow System 裁判所内における裁判関係書類の電子的処理、事件管理、事件記録管理等である。裁判官の事件メモも含まれると考えられる。

Solicitor Case Query System これは、事件照会、情報提供を含んでいる。

ところで、EFSの利用の前提として、スマート・カードの利用が必須である。認証局が、有料で、発行しており、有効期間は3年間である。パスワードの変更も可能であり、セキュリティが担保されている。認証内容としては、弁護士事務所所属の弁護士を認証し、その署名（デジタル署名）も含まれる。これは、個々の弁護士資格の認証ではない。個々の弁護士資格の認証については、裁判所が、Practicing Certificateを発行しており、最高裁判所が、データベース化している。そこから、懲戒処分の情報等を、入手することができる。

IT化された民事訴訟の手続過程は、おおむね次の通りである。

第1に、「訴状の提出」は、訴状の内容をEFSにより入力するのではなく、スキャンされた書類の電子ファイリングにより行う。PDFベースと考えられる。ただし、家庭裁判所は、例外である。

この場合に、同じ弁護士事務所所属の他の弁護士のスマート・カードの利用可能であり、事務手続の煩雑さを回避するために、事務所職員による提出が、通例である。

第2に、「送達」は、当事者送達である。原告が、紙ベースで、送達を行う。ただし、相手方に弁護士が付いている場合には、EFSによる。出廷の通知である呼出状についても、同様である。裁判所からの書類も、IDとパスワードを用いて、EFSの「IN BOX」で受け取ることができる。送達については、発信主義が、採用されているようである。

第3に、「電子閲覧」も可能である。これは、裁判所による情報提供であり、先に述べた「IN BOX」への「送付」サービスである。この利用の際には、手数料が必要になる。

第4に、「テレビ会議システム（Justice Online）」の利用も可能である。これは、裁判所と法律事務所との間で口頭弁論期日の実施であり、当事者の出廷は不要である。便宜性とコストの低減に資す。ISDNベースとIPベースがある。

第5に、「EFSの効用と問題点」については、一方で、民事事件の効率的な処理に資する面があるが、任意の制度とされているものの事実上の強制に対する不満も存在する。このような不満は、システムの創設期には見られがちなものであり、やむを得ない面もあるが、補完のシステムがどの程度機能しているかが問題であろう。

ところで、とりわけ、シンガポール「下級審裁判所」は、次のような裁判所の使命等を標榜し、現実の司法作用の一翼を担っている。

「1つの使命 司法を運営し、正義を実現すること

2つの目的 ①「法の支配」を維持すること

②「正義へのアクセス」を増進させること

3つの目標 ①正義にかなった判断を下し、紛争を解決すること

②効率的に司法を運営すること

③国民の信頼と信任を保持すること

4つの司法モデル ①刑事関係の司法—国民を守ること

②少年関係の司法—回復的な司法を実現すること

③民事関係の司法—効率的かつ公正な紛争解決を行うこと

④家庭関係の司法—家族の権利・義務を保護・貫徹すること

5つの価値 ①身近さ（アクセスのしやすさ）

②迅速さと適時性

③平等、公正および廉潔（インテグリティ）

④独立性と説明責任

⑤国民の信頼と信任

6つの原則 裁判官とマジストレイトは、宣誓の下で、その職務と忠誠に関する諸原則を遵守することを、署名している。

② 法の職務を忠実に遂行すること

② シンガポール共和国の法と慣習に従い、国民の作法にかなったかたちで、正しくその職務を行うこと

③ 恐怖や嗜好、愛情や悪意をもつことなく、正しく行為を行うこと

- ④最善を尽くして職務を行うこと
- ⑤誠実に職務を行うこと
- ⑥シンガポール共和国に対する真の忠誠心をもって、職務を行うこと」

これらの使命等は、特に印象的である。

さて、シンガポールの司法制度自体のIT化について、以下に若干の補足を行いたい。

はじめに 1990年代の中頃、訴訟事件一覧表における未処理事件の山は、コンピュータ化によって助けられた厳格な事件管理戦略の結果として、現在、無事に処理されたという経緯をもつ。最高裁判所が裁判業務の改善において科学技術を利用したことによる最初の成功例とは、目的と革新に結びついた科学技術は一流の司法の構築に役立ち得るといふ考えを強化したことであった。それは、ペーパーレスの法廷構想のための種を蒔くという考えであった。

この場合に、「世界水準の司法の要素」が、まず考えられた。

第1に、法を堅実に理解し、鋭く、分析的なマインドをもった、質が高く、進歩的な裁判官を有していることだと考えられる。

第2に、裁判官をサポートする制度上の仕組みが効率的かつ効果的であることである。

第3に、世界水準の司法は、動的であるべきで、社会のニーズの変化に迅速に合わせるためにすぐに進化できなくてはならない。

科学技術の使用は、世界水準の司法を開発するというシンガポール司法部の目的の土台となった。慎重な研究と分析の後、裁判手続は、難儀な紙体制から合理化された電子体制へ転換するべきであると決断されたのである。これは、裁判所の効率性と実効性を高めることとなった。

ペーパーレスの裁判システムは、弁護士による事件の準備における法的調査のための裁判文書のファイリングから、裁判官の面前のトライアルまで、すべての裁判手続のコンピュータ化を要求するものである。最高裁判所における過去数年にわたるすべての鍵となる科学技術的な新規構想の計画・開発・実行は、ペーパーレス法廷の構想を現実化することであった。これらの科学技術的な新規構想は、全体的かつ統合的な電子訴訟システム(Electronic Litigation System)において最高潮に達した。

そこで、次に、21世紀のための「電子訴訟システム」が、次のように考案された。

まず、伝統に浸り切っている法専門家には何らかの科学技術的な新規構想を導入するにあたって、最も大きな挑戦は、その構成員の基本的な考え方を変えることであった。電子訴訟システムの計画段階の間、指導部は、成功のための決定的な要素は、訴訟手続を全体的にペーパーレスないし電子的な環境へ導くという革命的な方法が、裁判官と弁護士に受け容れられることであるという事実に気づいていた。抵抗の招来は予想された。特に、法専門家のほとんどの構成員は、紙が彼らの日々の生活の一部であるという環境で育てられ、仕事をしてきたからである。このことを肝に銘じ、指導部は、何らかの科学技術的な新規構想の大規模な実施前に、法専門家の構成員のために、電子環境に仕事を順応させるための十分な時間を確保した。

シンガポールでは、詳細な司法改革が、1990年代の初めに開始された。野心的な電子訴訟システム計画の決定的なドライバーとして、次に述べる訴訟手続の6つの基礎が定められた。

- ・ トライアルとヒアリングの実施
- ・ 裁判文書のファイリング
- ・ 裁判情報へのアクセス
- ・ 裁判文書のサービス
- ・ 法的調査
- ・ 内部的な裁判所の手続

総合的な電子訴訟システムを構築するためには、上記の訴訟手続の6つの基礎はすべてコンピュータ化されなければならなかった。これは、事件の当初からその最後の処理までの電子訴訟手続を構築することを含意した。これを達成するのは至難の業であった。なぜなら、訴訟サイクルにおけるすべての過程は、全体が紙に基づいていたからである。すべての裁判文書は紙でファイルされていた。トライアルとヒアリングは、紙の文書を参照する裁判官・弁護士・証人によって行われていた。計画の過程の中で、この点について多くの考慮がなされた。われわれは、裁判文書の電子的な提出、整理、保管、検索を研究しなければならなかった。トライアルとヒアリングは、電子文書を使った電子環境において行われなければならなかったからであ

る。

このことは、同様に、ヒアリングが行われる法廷と裁判官室に、電子的なヒアリングを手助けするために必要な物理的設備が備えられなければならないことを意味した。ペーパーレスなシステムは、オンラインで使用できる十分な法律調査手段なしには完成しない。これがなければ、図書館で分厚い判例集その他法律文献を掘り起こすのに時間を浪費してしまう。電子訴訟システムを追求することは、最高裁判所における、いくつもの革新的な科学技術的的な新規構想の開発と実施へと導くものであった。

さらに、「電子的なトライアルとヒアリング・テクノロジー法廷の誕生」について、言及したい。

電子環境における訴訟を手助けする「ハードウェア」ないし物理的設備が整えられなければならなかった。計画の行程において、効率が良く質の高い司法システムを開発するためには、弁護士がより効果的かつ簡潔に事件を提示することを可能にし、この目的に向けた科学技術を最大限活用した法廷が構築される必要があることが理解された。同様に重要なことは、裁判官と弁護士が、電子環境においてトライアルとヒアリングを快適に行うことであった。1994年、テクノロジー法廷の青写真が描かれた。このテクノロジー法廷（いわば「ハイテク・コート」）は、裁判官と弁護士に、法廷での科学技術の使用を経験させ、事件の運営において科学技術がもたらすことのできる利点を認識させたいというものであった。

最初のテクノロジー法廷は1995年7月に完成した。それは将来の法廷の模範となった。それは、例えばテレビ会議その他のAV設備や、デジタル記録システムのような先進の科学技術を備えた。このことは法専門家に、裁判テクノロジーの使用で何がもたらされるかについての見識を与え、コンピュータの助けを借りて事件を提示することにさらされる機会を与えた。多数の事件が「第1テクノロジー法廷」で審理されてきた。最初のテクノロジー法廷の成功は、「第2テクノロジー法廷」の建設へと駆り立てた。それは、裁判官と実務家からのフィードバックを組み入れて設計された。

「第2テクノロジー法廷」の建設に際しては、オリジナルの建築デザインと新古典派の法廷の風合いを保持する意識的な努力がなされた。その様々な科学技術上の特徴によって、当該法廷は、事件の提示における質を改良し、証言の録取をより効果的なものに行っている。この法廷の主要な特徴は、法廷の機能の4つの鍵となる領域—裁判所の進行のコントロール、証拠の提示、進行の記録、テレビ会議の方法による証言の録取—を高めたことにある。

裁判所事務官は、カラー・タッチ・スクリーン・パネルを使うことによって、法廷の機能を幅広くコントロールすることができる。彼は、法廷の音声と光のレベルをコントロールすることができる。彼は、法廷に置かれた全8個のカメラを、法廷を横切ってパンしたり、特定の所をズームしたりしてコントロールすることもできる。録音システム、電話・テレビ会議の設備もまた、このタッチ・スクリーン・パネルを使うことによって起動させることができる。事件の提示と証言の録取は、より容易かつ効果的になった。例えば、AVシステムは、証拠をDVDやVCDなど多種多様な媒体に記録することを可能にし、それらは裁判所に提出され、100インチのプロジェクション・スクリーンで見ることができる。ビデオ・プロジェクション・システムは、例えば法廷内のカメラや、テレビ会議システムや、ノート・パソコンなどの多くのソースから、映写する画像を取り込むことができる。また、電気コンセントや電話ポートも、弁護士や報道関係者の便宜のために据え付けられている。弁護士は、ラップトップ・パソコンを証拠の提示に使うことができる。ビデオの内容とコンピュータ・アニメーションは、技術的に複雑な事件の提示を向上させるために統合することができる。このことは、特に、特許侵害事件や船舶事故事件において利便性を発揮すると考えられる。

いわば、「百聞は一見にしかず」であり、それは、例えば、言葉でそれを描写することを試みる代わりに、機械の稼働しているビデオを再生することによって、どのように特定の機械が動くのかを、より容易かつ効果的に描くことにつながる。テクノロジー法廷のよく知られた設備は、テレビ会議である。それは、証人が何らかの理由で物理的に出廷できない場合に、証言を得るための便利な手段である。この方法によって、世界のどこからでも証言を得ることができる。それは時間と費用の節約でもある。外国人の証人にシンガポールはるばる飛んできてもらうのは、時間と費用の浪費であり、その必要はない。

このようなテクノロジー法廷の使用は、多くの利点をもたらすことになる。

まずそれは、弁護士が事件を提示するための、より効果的な方法を提供する。裁判所事務官は一枚のコントロール・パネルで裁判所の進行を効果的にコントロールすることができる。弁護士にとって付加的な便利さがある。弁護士は、ラップトップ・パソコンから弁護士事務所のサーバーやオンライン検索のインターネットへダイアル・アップすることができる。報道機関の構成員は、メールで記事を直接に彼らの本部へ送り返すことができる。このようなテクノロジー法廷は、「21世紀のシンガポール・モデルの法廷」を象徴していると評されている。

またさらに、「法廷における電子文書の使用」について、言及したい。

電子訴訟システム・プロジェクトのもう一つの重要な段階は、法廷における電子文書の使用の試験段階であった。1998年の8月から、控訴裁判所の面前のすべての上訴と、刑事事件における裁判長の面前の治安判事の上訴が、電子文書を用いて審理がなされた。この土地の最上級裁判所において電子文書の使用を導入することの決定は、戦略的に時期が選ばれた。

第1に、文書とヒアリングの電子ファイリングの強制的な実施が、幕開けとなった。裁判官と弁護士は、この新しいヒアリングの方法に1年以上直面させられることになった。これは、電子環境において彼らが仕事をするのを、楽にさせるものであった。

第2に、司法部の頂点に座している、最も年配の裁判官の面前におけるヒアリングへ電子文書を導入することによって、法専門家に対し、司法部がトップ・ダウンで訴訟手続を改善するために科学技術を使用することの重要性と真剣さについて、強力なメッセージが送られることとなった。司法部は、この電子革命を正面から率いていた。それは、弁護士が、最も年配の裁判官でさえ、仕事の中でコンピュータをどのように使うのかを学ぶ努力をしていることを目の当たりにすれば、彼らは、要請に従うことを仕向けられ、気力をくじかれることが少なくなるだろうということまでも、期待されていたのだ。

このような目的に向かって、控訴裁判所と裁判長の法廷（1号法廷）は、ケーブルやワイヤーを敷くために上げられた床板や、フラット・スクリーン・モニターを備えたコンピュータ・ターミナルや、裁判官と弁護士とのコミュニケーションのためのビデオ切替装置や、カスタマイズされた書見台でもって、改装・改造された。多数のデモンストレーションやプレゼンテーションが法専門家のために行われた。法廷は、弁護士に、電子文書の取り扱いにおける実地訓練をする広い機会を与えるために開放された。特に、訓練された裁判所事務官が、訓練のための期日とヒアリングの両方で、弁護士の手助けをしたのであった。

このように、裁判官と弁護士は、ゆっくりであるが確実に電子文書の使用に慣れるようになり、電子文書にアクセスし、読み、注釈することに精通するようになった。そしてついに、シンガポール裁判所のすべての法廷に、ヒアリングの間の電子文書を扱うための装備がなされた。1990年10月、電子文書の使用は、すべての刑事トライアルと選択された民事トライアルに拡張されたのである。

このように、テクノロジー裁判所、すなわち「e-サポート裁判所」と電子文書の使用の成功によって、一全体の訴訟の風景を、「紙の山」にたとえられるものから「電子的な高速道路」へ転換することの基礎が築かれた。そして、中心となる科学技術的な新規構想である—電子ファイリング・システムの実施のための基礎が、強固に築かれることとなったのである。

さて、こうして形成された、電子ファイリング・システムは、「最も優れた訴訟システム」とも評れている。マウスのクリックとともに、電子ファイリング・システムは、裁判文書が提出され、供給され、整理され、保存され、検索され、管理される方法と、裁判手続が行われる環境を恒久に変えてしまった。

このような、「電子ファイリング・システム」には、4つのサービスが存在する。

一般に、電子ファイリング・システムは、人の物理的な移動と紙の文書を最小化する、いわば「電子の高速道路」を完全に活用している。人々が少なくとも裁判所の建物ないし法律事務所を訪れることを余儀なくされていた業務処理の多くは、インターネット上のコンピュータを通じて行われる業務処理に取って代わられた。司法部による電子訴訟システムの追求における電子ファイリング・システムの重要性は、決して過小評価することはできない。そのインパクトは、それによって与えられる4つのサービスによって、先に確認された訴訟手続の6つ基本の領域を乗り越えるからである。

- ・電子提出(Filing)サービス
- ・電子的な引出し(Extracts)のサービス
- ・文書供与(Facility)の電子サービス
- ・電子情報サービス

次に、これらを概観していきたい。

第1に、「電子提出サービス」である。

まず、伝統的に、文書は裁判所の登録カウンターに紙の形式で、手渡しで裁判所に提出される。弁護士事務所は、裁判所担当の事務員を、様々な文書の提出のために、日々の移動に従事させる。これに対して、電

子提出サービスは、弁護士がウェブ上の直通システムを経由して電子的にすべての文書を提出することを可能にするものである。これは、2001年に開始された。法律事務所が、必要なコンピュータ設備を備えさえすれば、彼らの事務所あるいは世界のどこからでも好きなときに、書面を提出をすることができる。

現在のところ、文書の80パーセントが、300以上の法律事務所からウェブ・システム経由で、電子的に裁判所に提出されている。750,000件以上の裁判文書が現在まで電子的に提出されている。平均して1日あたり、2000件の文書が、電子的に処理されている。

なお、コンピュータ設備を有していない法律事務所ないし当事者本人に対しては、手数料を払って紙媒体の提出書類を処理し、文書の電子提出を手助けするための2つのサービス事務所(Service Bureau)が設けられている。それらの一つは、最高裁判所に、もう一つは下級裁判所にある。

第2に、「電子的な引出しのサービス」である。

一般に、紙媒体での情報のやりとりを行う体制の下では、裁判所に提出された文書を入手することは、まず一定の申請文書の提出を通じ、裁判所の登録カウンターで渡される副本の受領を通じて、行うことができる。これに対して、電子的な引出しのサービスは、裁判所からの原本の副本受領を求める処理を、弁護士事務所から、あるいはサービス事務所経由で、電子的に行うこと可能にする。

このサービスは、2つの方法によってなされる。第1に、弁護士は、事件のために提出された文書の目録をオンライン検索することができる。第2に、弁護士は、文書の電子化された副本を、「電子メール」で手に入れることができる。

第3に、「文書供与の電子サービス」である。

このサービスは、その名称が示すように、法律事務所が裁判文書を、他の法律事務所に、電子的に、マウスのワンクリックで、一つあるいはそれ以上の法律事務所に同時に提供することを可能にするものである。提供される文書は、他の法律事務所に電子的に「メール」され、同様にその文書は電子提出サービスの下で、電子的に裁判所に「メール」される。文書供与の電子サービスを使って提供された文書は、裁判所規則に従って有効に提供されたとみなされる。

この提供の証明書はシステムによって自動的に作成される。この証明書は、提供があったことの証明として、提供についての宣誓供述書の代わりに裁判所に提出することができる。この供与サービスは、弁護士にとって便利なだけでなく、発送担当の事務員を裁判文書の提供のために、実際にあちこちへ行かせることのために雇う必要がなくなるので、人件費の削減もつなげるものである。

第4に、「電子情報サービス」である。

この電子情報サービスによって、法律事務所は、彼らの事務所ないしサービス事務所から、裁判所のデータベース上で電子的に疑問点を調べることができる。それはすべての Law Net の調査サービスを含んでいる。

さらに、「電子ファイリング・システム」の「6つの構成要素」を述べたい。
それらは、以下の通りである。

- ・ウェブ上の法律事務所直通システム
- ・VANオペレーター・ファイリング・処理システム
- ・サービス事務所システム
- ・裁判所のワークフロー・システム
- ・キー管理システム
- ・宣誓供述管理官(Commissioner for Oaths)システム

以下、順に概説したい。

第1に、「ウェブ上の法律事務所直通システム」である。

このシステムは、法律事務所に、彼らのパソコンで裁判関係文書を準備し、同時にインターネットを経由して電子的にそれを裁判所に提出することを可能にする。このシステムは、また、法律事務所に、それらの提出結果についての情報を受け取ることを可能にし、同様に、裁判所から原本の副本のデータを引き出すことを可能とする。法律事務所は、裁判所に電子文書を提出することに加え、他の法律事務所に裁判関係文書を直通システムによるインターネット経由で提供することができる。

第2に、「VANオペレーター・ファイリング・処理システム」である。

このシステムは、文書送付と費用請求のアプリケーションから成る。それは、電子郵便局として効果的に

奉仕する。法律事務所から受け取った文書は、宛先その他の重要な情報を確認するために開かれる。そしてこの情報は、その文書を適切な裁判所ないし他の受取人に送付するために用いられる。またそれは、通信ないし業務処理の料金、例えば、裁判費用、手続費用、期日にかかる費用の決定に用いられる。それに加え、このシステムは、司法部に代わって、法律事務所からの集金をも取り扱っている。

第3に、「サービス事務所システム」である。

法律事務所の中には多くの訴訟業務を行わず、自らは、電子ファイリング・システムの登録されたユーザーとして署名していないところもある。訴訟当事者の中には、本人で訴訟追行する者もいる。このような状況に対応するために、紙による提出を処理し、文書の電子提出を助けるための、2つのサービス事務所が設置されている。

一つは最高裁判所のあるシティ・ホール・ビルに置かれている。もう一つは、下級裁判所のあるアポロ・センターに置かれている。事務所のスタッフは、必要な情報を打ち込み、提出される文書を取り込み、要求されれば、文書を裁判所に電子的に送る作業を行う。

第4に、「裁判所のワークフロー・システム」である。

裁判所のワークフロー・システムは、裁判所が受け取った事件と文書の追跡・管理を促進するために設計されている。受け取られたすべての文書は確認のためにカウンターの事務員に送られる。文書が受け入れられるとすぐに、承認のために適当な裁判所事務官に送付される。このシステムは、事件追跡の可能性という特色も提供する。法律事務所には、提出の状況が通知される。承認された文書はすべて、索引が付けられ、当該システムの中に保存され、ヒアリングの間や、ほかの目的のために必要が生じれば、電子事件ファイルへのアクセスが与えられる。重要なデータは文書から自動的に抽出され、裁判所のコンピュータ・データベースの更新に用いられる。

第5に、「キー管理システム」である。

電子ファイリング・システムは、電子ファイリング・システム専用のネットワークの安全を確実にするため、一般的な鍵設備を要求する。電子署名技術は、当該システムを使って文書を提出する人を同定するものである。キー管理システムは、先に述べたスマート・カードと電子証明書の発行と管理に携わっている。電子ファイリング・システムのユーザーに登録されたすべての弁護士は、固有のIDとパスワード（これは、弁護士がウェブ上の直通システムを通じた4つのサービスを使用する前に要求されるが、）が付されたスマート・カードが発行される。

文書が電子的に裁判所に提出される前に、それには電子的にサインがなされなければならない。電子署名は、文書の送り手が同一人物であることが真正であることを示すキーであり、文書が完全で真正であることのキーでもある。スマート・カードは、電子署名をするときに要求される。

第6に、「宣誓供述管理官システム」である。

このシステムは、宣誓供述管理官の面前での宣誓供述書の誓いと確認を、電子的に行うことを許すものである。それは、司法部と非司法部、両方の宣誓供述管理官の面前での宣誓供述書をカバーしている。

さらに、シンガポールの司法が目指す「電子ファイリング・システム」の計画、開発、実行の背後にある戦略について言及したい。

電子ファイリング・システムの計画・開発の当初から、司法部は、プロジェクトの単一の納入業者である（以前は Singapore Network Services Pte Ltd として知られていた）Crimson Logic と一緒に、シンガポール法律協会 (Law Society of Singapore)、シンガポール法学会 (Singapore Academy of Law)、司法長官室 (Attorney-General's Chambers) と、緊密に作業を行った。プロジェクトの成功は、すべての主役たちに受け容れられることにかかっていたので、法律の同業団体におけるいわばすべての大株主から代表されていることが最も重要なことであった。彼らのインプットは計り知れないほど貴重であった。なぜなら、究極的には、彼らが電子訴訟システムの鍵となる利用者になるからである。

また、さらに、「シンガポール最高裁判所ネットワークへの遠隔無線アクセス」についても、言及したい。

最高裁判所のVANは、日常的に最高裁判所の裁判官と司法委員によって、オンラインでの法律調査や、データ検索や、e-メールのために、他のアプリケーションとともに使用されている。電子環境での裁判所におけるヒアリングの実施は、当該ネットワークの使用を増加させた。2001年7月から、裁判官と司法委員は、それぞれラップトップ・パソコンが与えられ、Citrix サーバーを経由して、彼らの自宅から最高裁判所のネットワークへの遠隔のアクセスが確保されている。このことによって、彼らは、自宅でくつろいで、判決理由を書くために法律調査を行いながら、ヒアリングの準備のために電子事件記録を読みながら、仕事を行うことができる。遠隔のアクセスは、最高裁判所の補助裁判官に拡張されているところである。

無線 LAN の設備は、最高裁判所のいくつかの「ホットスポット」にも据え付けられており、例えば、事務員が会議や議論で LAN 上の様々なアプリケーションにアクセスできるように、会議室に据え付けられている。

おわりに 最後に、「シンガポールにおける電子訴訟システムのヴィジョンの現実化—サイバー法廷の時代の夜明け」について述べ、シンガポールの現状と課題に関する結びとしたい。

シンガポール最高裁判所は、裁判所の科学技術の使用において、当初のメイン・フレーム・シビル・システムによる 1990 年代初めの幼少期以来、長い道のりを歩んできた。これは、総合的かつ統合的な電子訴訟システムのヴィジョンを真に現実化すると思われる。司法部は、サイバー法廷の時代へ向かっている。電子ファイリング・システム、大規模なテレビ会議設備、その他の遠隔通信ツールによって、ヴァーチャル法廷が、今や現実のものとなっている。

科学技術の使用における最高裁判所の旅は、2005 年に完成した新最高裁判所合同庁舎のデザインと建設において、最高潮に達した。

無線 LAN と無線ブロードバンド設備を取付け、裁判所の建物の至る所に無線設備を拡張する計画が推進された。また、裁判所の手続を記録するためのマルチメディアのデジタル記録設備も備えられた。音声・画像・文書の 3 層による手続の記録化も可能になった。裁判手続におけるリアルタイムの証言の書き取りも可能になった。最高裁判所のインターネット・システムは、すべての知識管理ツールと利用可能なアプリケーションを、よりユーザーフレンドリーかつ有用性のあるものへ高めた。建物全体が、ブロードバンドやビデオ・ストリーミングのアプリケーションへの高速のリンクを促進するネットワーク・システムによって、サポートされているのである。

公共の場所における、電子掲示、完全に対話方式の情報キオスク、デジタル・ビデオのウォール・ディスプレイは、最高裁判所の全方位の情報へのアクセスを容易にする。このように、新しい最高裁判所の建物は、どんな意味においても高度な処理能力を有するものとなったのである。

このように、国家的規模で、「司法の IT 化」を短期間に実現して、順調な実績をあげてきたシンガポールの改革事例とその具体的な諸方策は、日本における「e-サポート裁判所」の構築に際しても、有益な比較と実践の視座を提示してくれる。

4 ドイツにおける「司法の IT 化」

はじめに ドイツでは、近時、民事訴訟手続の IT 化傾向が著しい。

その背景としては、ドイツが、他のヨーロッパ諸国およびヨーロッパ以外の国々に、その展開の局面で、大きく後れを取っていたという現状が存在した。

それゆえ、近時の改革で、＜少なくともドイツ民事訴訟法の門戸が、現代の情報テクノロジーに開かれた結果、かなり以前から完全にヴァーチャルな裁判手続を思い描きその方向に邁進している、イングランド、ウエールズおよびフィンランドと並んで、現在では「ヨーロッパにおける発展の最先端」に躍進した＞といった見解も示されているが、しかしながら、現状では、そのような見解に賛成できないという見解の方が、むしろドイツでは、今日有力である。

例えば、ある民事訴訟の碩学は、次のように辛辣な批判を行っている。

＜例えば、現代の情報テクノロジーとオートメーションによる司法制度改革のプロジェクト、すなわち、「正義の企て、リニューアルの推進力としての情報テクノロジー」を優に一〇年は実施しているオーストリアと比較して、ドイツは相当後れをとっている。また、近時いわゆる「遠隔裁判」という大プロジェクトを開始したイタリアにも、また、何年も前から試験的に「遠隔裁判所」および、「遠隔裁判」を実施し、1995 年に独自の遠隔裁判法が施行された韓国にも、ドイツは遅れている。さらに、依然として、司法と情報テクノロジーに関しては先達の役割を果たしているアメリカ合衆国と比べた場合には、そもそも話にもならない。つまり、ドイツには、現在存在する司法と裁判の世界が、電子的、つまり、マルチメディアの技術と形式を利用することで、いかに急速、かつ、根本的に変わりうるか、さらに、変わる必要があるかという点で、必要とされる理解力、イメージを描く力が欠如しているのである。＞

このような評価が存在するにもかかわらず、以下では、現在、「E民事訴訟法」の構築を本格的に開始したドイツの現状について、とくに、「映像と音声の送受信による口頭弁論」の新制度を中心に、概観したい。

ドイツにおける民事訴訟のIT化とその評価 民事訴訟のIT化 ドイツでは、2002年の民事訴訟法改正で、「訴訟法の遠隔通信化」の問題が、その改革の課題とされ、いくつかの注目すべき規律が、民事訴訟法に導入された。

その中でも、民事訴訟法128条aに新たに規定された、「映像と音声の送受信による口頭弁論（以下、「テレビ会議システムによる弁論」と呼ぶ。）」は、「E民事訴訟法」の新たな地平の核心をなすものである〔以下、本節では、特に断りのない限り、「法」とは、ドイツ民事訴訟法をさす。〕。同条は、次の通りである。

「第1項 当事者の合意がある場合に、裁判所は、申立てにより、当事者とその代理人および補助人に、口頭弁論の期日中、裁判所以外の場所に存在した状態で、そこで手続行為を行うことを許可することができる。その口頭弁論は、当事者、代理人および補佐人が存在する場所と法廷間で、同時に、その映像と音声とが送受信される。

第2項 当事者の同意があれば、裁判所は、人証調べの場合において、証人、鑑定人または当事者本人が、裁判所以外の場所に存在することを許可することができる。その人証調べは、映像と音声によって、法廷との間で同時に送受信される。当事者、代理人および補佐人が、第1項により、裁判所以外の場所に居るための許可を受けた場合には、人証調べは、映像と音声によって、人証の所在場所との間で同時に送受信される。

第3項 送受信は記録されない。第1項および第2項による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。」

以下、簡単にこの規定の内容を見ていきたい。

「テレビ会議システムによる弁論」 まず、この規定の趣旨目的は、現代の通信技術を活用し、それによって民事訴訟手続を、より効果的かつ訴訟経済にかなったものにするにある。

この規定は、2002年1月1日のドイツ弁護士会が、特に、「両当事者の合意があれば、裁判所はビデオ会議によって口頭弁論を実施できるという法改正の提案は、意義深いものと思われる。それにより、新しい通信手段の導入を通じて、民事訴訟を現代化する前提が作り出されることになる」と意見表明した後に、急遽、新設された規定である。この条文は、ドイツ連邦議会の法務委員会の提案に基づき挿入されたものであって、立法の準備段階において、専門家の詳しい議論を経ないで成文化されたものである。それゆえ、その立法によって、多くの研究者が、度肝を抜かれたと言われている。

ただ、かねてから、財政裁判所の訴訟手続では、基本部分で法128条aと一致する規定が、すでに設けられ、実務上実践されていたとされる。

この民事訴訟法における「映像と音声の送受信による口頭弁論」は、当事者、証人または鑑定人が、裁判所の所在場所から遠隔の地に住んでいる場合に、裁判所と手続関与者との間の直接のコミュニケーションの利点を捨てることなしに、時間と費用を節約することができる利点が存在する。ただ、実務上、この種の口頭弁論がどのくらい広く定着するかは、とりわけ裁判所と弁護士事務所がどれだけ技術的設備を整えるかにかかっている、とされている。

次に、「テレビ会議システムによる弁論」と従前の訴訟原則との関係については、法128条1項によって、口頭弁論は、受訴裁判所の前で関係者の同一空間における立会いのもとで実施されねばならないが、いわば空間的な距離を許容するこの種の口頭弁論の規定（法128条a第1項）も、技術的な補助手段によって視覚および聴覚上の直接的なコンタクトが保障されている限り、法128条1項に反しないとされている。

また、「テレビ会議システムによる弁論」では、「証拠調べの直接性の原則」も修正されている。法355条1項1文により、受訴裁判所の前で証拠調べは、人証の同一空間における立会いで行われることになっているが、法128条a第2項により、受訴裁判所が証言を聴覚的・視覚的に直接たどることができる場合には、人証は、尋問の際に、受訴裁判所外の場所にいることができるのである。受命裁判官や受託裁判官が行うのではなく、受訴裁判所自体が証拠調べを行うという意味で、この場合には、空間的な距離の存在にもかかわらず、「証拠調べの直接性の原則」が維持されているのである。

「テレビ会議システムによる弁論」の要件と効果 このような視聴覚機器を使った弁論の要件と効果は、

次の通りである。

まず、「テレビ会議システムによる弁論」は、あくまで現存する技術的設備を利用した弁論が可能であることを規定したにすぎず、当事者が、裁判所に対して、その種の機器を設置すべき請求権は、この規定からは発生しないとされている。それゆえ、このシステムの活用は、今後における施設設備の普及と発展に依拠する面が大きいと考えられる。接続場所の要件としては、裁判所外の場所が考えられており、たとえば、弁護士事務所、鑑定人事務所、企業の一室や、この目的のために借りられた部屋などが、現実に想定されている。

次に、「テレビ会議システムによる弁論」の要件としては、当事者の申立てが必要であり、すべての当事者の同意が必要になる。当事者の同意としては、実施の有無と、具体的な接続場所についての同意が必要になる。ただ、最終的に、そのシステム利用の許可を決定するのは、裁判所である。

その裁判は、決定の方式で行われる。その効果は、空間的な距離を置きつつ口頭弁論に参加すること、つまり、当事者が空間的な距離の存在にもかかわらず直接裁判所に出廷する可能性を開くものである。この許可によって、当事者の裁判所外場所におけるあらゆる訴訟行為が、空間的に裁判所の面前での口頭弁論における訴訟行為と等価となるのである。

この手続の利用形態（許可形態）は多様である。たとえば、当事者が法廷に出廷し、このシステムでその訴訟代理人に接続することも可能であり、また、その逆も可能である。さらに、当事者とその訴訟代理人が、別々の場所で接続することも可能である。なお、当事者の人定質問だけのために、接続が命じられることも可能である、とされる。

「テレビ会議システムによる弁論」には、公開部分と非公開部分が存在する。裁判所の面前で直接行われる弁論部分は、公開であるが、裁判所外の接続された場所での弁論は、そうではないとされる。

なお、接続に要する費用は、当事者の負担とされている。

証人、鑑定人、当事者本人の尋問における要件と効果 テレビ会議システムによる人証調べの要件と効果は、以下の通りである。

まず、証拠調べの方法は、証人尋問、当事者尋問および鑑定に限定される。この場合にも、実施の有無と、具体的な接続場所については、当事者の同意が必要になる。

次に、接続場所について、鑑定人の事務所や弁護士事務所でも、許可できるとされている。この点については、ドイツでは特に徹底されて考えられている証人等の中立性の原則から、疑念も呈されているが、裁判所は、その裁量の範囲内で、その点を考慮しなければならないとされている。

このシステムの利用を認める決定によって、証人、鑑定人は、テレビ会議の方法による尋問に服する義務を負う。ただ、人証は、その意に反して、裁判所外の場所に行くことを強制されないので、裁判所への出廷を希望するならば、テレビ会議の決定にもかかわらず、裁判所へ出廷する権利をもつとの見解が、有力に主張されている。

なお、映像と音声の送受信の仕方については、第1項と第2項の文言は同じではない。しかし、第2項の場合でも、一方通行ではなく、法廷から尋問場所への送信が必要であると解するべきであるとされている。これによって、裁判所外の尋問場所に居合わせている人々も、裁判所でのやりとりを共時的に体験することができることになるのである。

「テレビ会議システムによる弁論」の記録化と調書化 テレビ会議システムによる映像と音声の送受信は、記録されない。一時的な記録も許されないし、当事者ないし人証の同意があっても許されないとされる。このような一切例外を認めない厳格な規律は、人格権保護のためとされる。

なお、「テレビ会議システムによる弁論」を以前から実施している財政裁判所の手続には、一定の要件の下で、証言の一時的な記録が許される旨の規定（財政裁判所法 93a 条 1 項 4 文）が存在する。

ただ、調書は、法 159 条、法 160 条の規定に従って、記録される。

評価 先に述べたように、法 128 条 a 自体、必ずしも十分な議論を経ることなく、立法化されたと批判されているが、それ以外にも、いくつかの疑問点が指摘されている。

まず、申立権者の範囲が不明確であるとされる。裁判所の管轄以外の場所でも、このシステム利用が可能なのかも不明であるとされる。また、「口頭弁論の期日中」というのは、明らかにすでに訴訟が始まっていることであり、それは、すでに法廷で始まっていなければならないと考えられるが、「口頭弁論」という概念および「口頭弁論の開始」の要件が、すでにこの規定によって変容するのではないかと指摘もある。さ

らに、「手続行為」という概念も、「訴訟行為」と同視されるのか、それとも、事実的な行為も含まれるのかについて、疑問が存在するとの指摘も見られる。

ただ、いずれも、解釈の問題であり、この規定自体の正統性には影響はないと考えられる。

なお、地方裁判所以上では、弁護士強制主義が採用されているので、裁判官だけでなく、弁護士の技量の向上も、「テレビ会議システムによる弁論」の発展には不可欠であろう。

その他の「E民事訴訟法」関連規定 「テレビ会議システムによる弁論」の他に、「E民事訴訟法」に関わる規定がいくつか設けられているので、簡単に紹介したい。

まず、第1に、「送達を受領」に関する第74条は、弁護士、公証人、執行官、税理士、または、その職業上高い信頼性があると考えられる人間、官庁、あるいは、公法上の団・施設に対しては、受領書の交付を受けることによって、書面の送達が可能である旨（第1項）を規定した上で、これらの者に対しては、書面はテレコピーや電子文書による送達も可能である旨（第2項前段）を規定する。そして、テレコピーの場合には、その書面の発信は「受領書による送達」を指示した上で行われ、発信地、送達の名宛人の名前と住所、および、書面を発信した司法職員の名前の認識が可能でなければならず（第2項後段）、電子文書による場合には、他の訴訟関係者が明示的に同意を与えた場合にも、可能であり、かつ、発信のための書面には電子署名が付され、無権限の第三者が文書内容を知ることから、保護されねばならず、受領書は、電子文書、ファクシミリまたは書面によっても交付でき、受取書が電子文書で発行されたときは、署名の代わりに名宛人の名前を摘示することで足りる旨（第3項）が規定されている。また、送達の証明は、裁判所に返信されるべき日付と名宛人の署名を付した受領書で十分であり、受領書は、書面、テレコピー、または、電子文書として返信することができることとされているが、受領書が電子文書で交付される場合には、署名法による特別な電子文書が必要であると規定されている（第4項）。

次に、第2に、「準備書面の記載内容」に関する第130条は、準備書面には、以下の事項を記載しなければならないと規定し、第1号で、「当事者および法定代理人の氏名、身分、職業、住所、ならびに、当事者の地位の表示。裁判所および、訴訟物の表示。付属書類の表示」、第2号で、「当事者が法廷で行う申立て」、第3号で、申立ての基礎となる事実関係の表示。第4号で、「相手方の事実上の主張に関する陳述」、第5号で、「事実上の主張の証明または反論のために、当事者が利用する証拠方法の表示および相手方が表示した証拠方法に関する陳述」を、それぞれ明記した上で、第6項で、「書面に責任を負う者の署名を挙げ、テレファックスにより伝達される場合は、コピーによる署名の複写」を、規定している。

また、第3に、「電子文書」に関する第130条aは、次のような規定を設けている。

「第1項 準備書面およびその付属書類、当事者の申立て、陳述、第三者の情報、証言、鑑定、陳述において、方式の定めがある場合でも、電子文書による表示が裁判所での審査に適すものであるときは、表示は方式に適合すものとする。以上の文書について責任を負う者は、署名法の定める特別な電子署名を遵守しなければならない。

第2項 連邦政府および州政府は、その管轄内において、何時から電子文書の裁判所への提出が可能とされるかについての日時、および、文書の審査に適した方式を、法令によって定める。州政府は、法令により、州司法当局に授権することができる。電子方式の許可は、個別の裁判所または個別の手に限って行うこともできる。

第3項 その受領を指定された裁判所の施設が表示された時に、即座に電子文書は提出される。」

さらに、第4に、「特別な電子署名が用いられた場合の表見証明」として、第292条aは、「署名法による検証に基づく、電子的形式による署名の真実性の表見証明を動揺させ得るのは、署名のキーの保持者の意思によって陳述が行われたことに対する、真摯な疑念を基礎づける事実に限られる。」とされる。

また、第5に、「記録の閲覧、謄本」に関する第299条は、電子文書が訴訟記録となり得ることを前提に、「訴訟記録が電子文書のときは、記録の印刷による閲覧だけが可能である。印刷は事務課によって行われる。」ことを規定している。さらに、「データ記憶媒体保存」として、第299条aは、「規則に従って、原本に代えて録画、または、データ記憶媒体に、訴訟記録が伝達され、かつ、複製が原本と一致すると証明されたときは、録画、または、データ記憶媒体による正本、抄本、謄本が許可される。以上の場合には、証明に際しては、原本に記載が行われる。」と規定している。

そのほかに、「検証による証明」に関する第371条には、第1項で、「検証による証明は、検証物の表示、および、証明すべき事実の開示によって行う。証明の対象が電子文書の場合は、証明はデータの送付または伝達によって行う。」ことが規定された。なお、民事訴訟法に規定されている「仲裁に関する合意の方式」についても、第1031条に本稿との関係で興味深い規定が置かれている。

おわりに このように、ドイツにおいても、近時、「E民事訴訟法」の構築に向けた基盤整備が進められつつあるが、その将来については、必ずしも楽観的な見方ばかりではない。

ある研究者は、次のように障害を指摘している。

＜特別な大胆な予測などは、必要ではない。書類も、訴訟当事者の接触もないヴァーチャルな民事訴訟、サイバー・スペースでの口頭弁論が、当たり前になるなどということは、近い将来にドイツでは起こるはずもない。このような展開を阻止するものではないが、それにブレーキをかける原因は単純である。つまり、司法予算の財源、安全性に対する危惧、および、これまで守ってきたものを技術革新のために放棄することに対する実務のある種の躊躇である。＞

それでも、ドイツ民事訴訟法の研究者の間には、「E民事訴訟法」の実践に向けた着実な基本的考え方の変位が窺える。それは、このような議論を契機とした、研究者使命の新しい展開の胎動である。

＜「E民事訴訟」の領域は、巨大で大きな広がりを持つ世界であり、しかも、多くの国で、すでにラディカルな転換期を迎えている。その際に、必要なのは、「訴訟の世界」と訴訟の法の中の、「訴訟法規範の世界」つまり、「規範的」「操作的な」訴訟法ではなく、事実としての「訴訟法」つまり、訴訟の「法事実」としての「訴訟法の現実の世界」に関心を持つことである。なぜなら、それこそが、遠隔通信技術が訴訟法の世界と関係し、衝突している裁判手続の現実だからである。そのような現実を、現代の技術は、直接に捉え、影響を与え、そこから、次第に司法と訴訟法に対して間接的に帰結がもたらされ、または、司法と訴訟法の視点から見た帰結が惹き起こされるものだからである。＞

すでに、今から約10年間の1996年、ウールフ卿はイギリス民事訴訟法改正の最終報告書の中で、民事訴訟のIT化について、次のような「予言」を行っていた。

＜ITは、現行の司法制度と訴訟過程とを効率化し改良するために役立つだけでなく、事態が当然の経緯をたどれば、大きな変化への触媒になりそうである。・・・ITは、近未来において、裁判システムの基礎になるであろう。したがって、現在でも、ITには、最高度の注意を払っておくべきであろう。＞

それから、今日に至るまで、世界的な訴訟空間のIT化は、目覚ましく進行している。批判を醸し出すことを予期しながらも、性急な法改革に着手せざるを得なかったドイツにおける改革の方向性から、日本が学ぶところは、少なくないと考えられる。

5 日本における「司法のIT化」：民事訴訟法上の基本原則関係ほか

このような比較法的な基礎的考察を通じて、現在、「e-サポート裁判所」の全体構造の構築を行いつつある。

このような研究は、日本で最初の試みであるので、細部については研究中であるが、民事訴訟過程の入り口から出口までを電子情報処理システムでカバーすることを考えている。

しかも、近時の民事訴訟法改正で、提訴前の証拠収集処分等の手続が新たに導入されてことから、弁護士事務所における法専門家である弁護士の事件との出会いの場面から、判決言渡後の強制執行段階までカバーできるシステムの基礎構築をも視野に入れて、研究を進めている。

その全体像の大枠としては、第1に、「IT化による外から内へ」、つまり、手続外から手続内へということで、各種の手続利用の全面的なオンライン化が考えられ、第2に、「IT化を通じた組織再編」、たとえば、裁判所内部における機械的な情報処理の自動化を行っていくという意味でのIT化も考えられ、第3に、「IT化を通じた法廷空間の改革」、すなわち、ITの支援によって、法廷空間が、現在以上に、より生き生きとしたものになっていくことも考えられる。

その際には、「e-サポート裁判所と従来の訴訟理念との関係」も問題になる。すなわち、このようなかたちでIT化すれば、従来の民事訴訟の原理が変更されるのではないかと修正されるのではないかと、それにど

う対応するのかという問題が生じる。

たとえば、口頭弁論という審理方式（民事訴訟法87条）が、口頭弁論として存立し得るためには、公開主義、双方審尋主義、口頭主義、直接主義のすべてが満たされなければならない。これらは、IT化を通じて、より実質的に保障されることになる、と考えている。

たとえば、「双方審尋主義」の大前提としまして、当事者が出廷する機会が保障されたところで口頭弁論というものが行わなければならないが、出廷という概念を、ITを通じて拡大していくことも可能になる。いわば形式的な機会の保障だけではなく、実質的な出廷の機会の確保が、IT化を通じて可能になると考えるのである。

また、「口頭主義」も、通例、書面主義と対比される、その含意はかなり広い。口頭主義の内実をより細かく見た場合は、書面以外のあらゆるものが、判決の基礎になると考えられる。そうだとすると、現在の口頭主義というのは、実際には、口頭で言われたものが書面に書かれて、それが判決の基礎になるという、いわば擬似口頭主義にすぎないのではないかと、評することができる。しかし、そうではなくて、審理手続をそっくり丸ごと、それ全体が判決の基礎になるという意味での口頭主義こそが、真の口頭主義ではないかと、この研究では考えたい。「司法のIT化」を通じて、そのような口頭でのやりとりを、そっくりそのまま記録することができる技術の完備でもって、可能になると考えるのである。つまり、これは、IT化による口頭主義の実質化である。

さらに、「直接主義」についても、これと基本的に同じことが妥当すると考えられる。

また、「公開主義」というのも、IT化によって著しく実質化し、より広く保障されていくと考える。

これらの4原則（4要素）は、ただ、本来個別に論じるべきものではなく、全て有機的に結合して、いわば一体として民事訴訟の基本原則を構成している。「司法のIT化」を通じて、これらお4要素がいわば4身一体化することによって、法廷弁論が、より活性化し、法廷空間がより生き生きとしたものになるのではないかと、考えております。

そのほか、「e-サポート裁判所」に構築に際しては、訴訟原理あるいは民事訴訟法上の専門用語の定義なども、変えざるを得ないと考える。たとえば、先に述べた出廷（条文上は、出頭）の概念や、送達などの概念などが、その例である。

また、現在、民事裁判実務で頻繁に利用されている「陳述書」も、IT化を通じて見直しを迫るべきではないかと考える。

これは、通常、尋問の対象となる証人や当事者の証言内容や陳述内容が、あらかじめ書面化されて、書証として提出されるものであるが、実際には、多くの場合に、当該証人や当事者が書いたことにはなっているものの、弁護士が当事者からの聞き書きなどに基づいて書いてチェックを入れたうえで、提出されている。つまり、「加工」が施された内容になっているのである。そこで、「e-サポート裁判所」では、証人の証言、当事者の陳述というものを、そっくりそのまま丸ごと、音声と映像で記録することを考えている。これも、ITを用いて可能になるのである。

最後に、「e-サポート裁判所」の目的に言及したい。

本研究では、やや逆説的に聞こえるかも知れないが、それは、「民事紛争処理過程の中核をなす訴訟過程における人間性の回復と躍動」と考えている。

IT化の目標として、効率性を挙げる向きもあるが、これは、理念とか目標というより、やや極論すれば、むしろ、付随的に生じる結果だと考える。これまでの歴史で、人間が、様々の「文明の利器」を発明し工夫し改良することによって、「文明化」し、「近代化」し、「現代化」することによって、より心ゆくかな日常生活を送れることになったと考えるので、それと同様に、「民事訴訟のIT化」を通じて、非人間的な部分をできるだけそぎ落とし、人間的な部分というものを拡充させ、その結果、より充実した効率的な民事訴訟審理が可能になると考えたい。

それゆえ、確かに、デジタル・ディバイドなどといったことも言われるが、その問題の克服は、本論とは次元の異なる問題であり、その克服は別途考慮しなければならない。シンガポールでは、その対応もなされていた。「IT化によって人間性が損なわれる」という論理は逆で、むしろ、そうではなくて、IT化によって「人間性というものが回復され増進される」と考えるのである。

イギリスの小説家・批評家、ジョージ・オーウェルは、次のように指摘した。

「大方の革命家は、潜在的な保守主義者である。というのは、社会の形態を変革することによって、すべてのことは正されると思っているからである。つまり、一度変革が達成されたなら、よくあるように、別の変革を必要としないからである。」

変革というのは、そのもの自体のなかに変革のプログラムというものが組み込まれていて初めて、真の変革と言える。『司法制度改革審議会意見書』の趣旨も、そのようなものであると考えられ、「持続的な変革」に向けた努力が、今後とも必要になると考えるのである。

なお、それとの関係で、若干の注意事項を述べておきたい。それは、改革の保守化に抗して、IT化を普及させる必要があるということです。つまり、何のためにIT化するのかと、たとえば、「小さな司法」の状態を、ITによって補完し、小さな司法でもやっていけるということを正当化しお墨付きを与えるのではないことには、注意しなければならない。

このように、本研究では、民事訴訟のIT化を通じて、手続利用主体である当事者が、いかに生き生きと躍動したかたちでその手続過程に立ち現われて、それを活用し、その後の新たな関係展開に生かすことができるかが探究されなければならないと考え、今後とも、継続的に研究を行いたい。

【参考文献】

- 川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』 弘文堂 2005年
 同 『民事救済過程の展望的指針』 弘文堂 2006年
 同 「『民事訴訟のIT化』のための基本的視座に関する覚書(1)」—『先端テクノロジー』の民事訴訟改革への貢献可能性を中心として」法政研究(九州大学)72巻2号1-29頁 2005年
 ペーター・ギレス(小島武司編)『民事司法システムの将来』中央大学出版部 2005年
 Anja Oskamp etc., ed., IT Support of the Judiciary, 2004
 Waleed Malik, Judiciary-Led Reforms in Singapore 2007 ほか

〈発表資料〉

題名	掲載誌・学会名等	発表年月
「シンガポールにおける『司法のIT化』の歴史と現況	同志社法学	近刊